

## 税務

# 上場株式、5割以上下落で評価特例を

平成29年度税制改正要望で注目の株式の評価の見直し

要約

- 上場株式等の相続税評価額について、金融庁は相続時点の時価から10%程度割り引くよう要望。
- 相続時から5か月間以上、50%以上下落している場合には、5か月後の時価で評価できる特例も。
- 中小企業庁は、類似業種比準方式の見直しを国税庁と協議。今年度中にも結論へ。

平成29年度税制改正要望では、株式の評価の見直しが盛り込まれており、注目される。金融庁では、上場株式等の相続税評価の見直し等を求めている。相続財産となった上場株式等については、原則として相続時点の時価で評価されることになる。しかし、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品でもあるにも関わらず、相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等は、相続税評価をする上で相続時から納付期限までの10か月間の価格変動リスクが考慮されていないと金融庁は指摘している。

このため、上場株式等の相続税評価額については、相続時から納付期限までの価額変動リスクを考慮したものとすることを要望。具体的には、10%程度割り引いて評価することが適当であるとしている。現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か

月間（相続発生月、その前月、前々月）の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価することとされているが、仮に見直しが実現した場合には、同取扱いは廃止される公算が高い。

また、相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて著しく下落した上場株式等については評価の特例を設けるとの要望も行っている。例えば、相続時から5か月間以上、50%以上下落している場合には、5か月後の時価で評価することが想定されている。

取引相場のない株式の評価方式の見直し（類似業種比準方式）に関しては、昨年に引き続き中小企業庁が要望している。昨今の株価上昇を受け、業績に大きな変化がない状況であっても中小企業の株式の評価が上がっており、事業承継に影響を及ぼす可能性があるとしている。平成28年度税制改正大綱では、検討事項として「取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。」と明記されているため、中小企業庁では、国税庁と協議し、今年度中にも結論を得たいとしている。